

共同デスク 13号 (2018年4月5日)

東京国公だより 23号  
関ブロニュース 23号

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

[office@tk-kokko.org](mailto:office@tk-kokko.org)

URL: <http://tk-kokko.org/>

## 国公船舶総行動

### 日程&内容

4月16日(月)

(1) 早朝宣伝行動 8:45~9:30

場 所: 各省庁門前か周辺、人事院前

(2) 人事院交渉 11:00~(打合せ 10:30~  
人事院1階ロビー)

国公労連國本します。

(3) 人事院前行動 12:20~12:50

場 所: 人事院前

内容等: 主催者あいさつ  
交渉・情勢報告  
決意表明

シュプレヒコール

(4) 学習交流集会 14:00~16:00

場 所 国公労連5階会議室

内 容: 「国公船舶連絡会の取組み」  
「誰もが安心して働ける高齢  
期雇用をめざして」  
単組報告・交流

4月1日から運用開始 無期転換のルール守れ  
国公の職場でも「有期から無期」への  
流れをつくらう！

パートで働く労働者や  
契約社員など有期雇用で  
働く人が無期雇用に転換

できるルールの運用が4  
月1日から始まりました。  
解雇の不安を解消する

はすが、無期になる前に雇  
い止めされるケースが横  
行しており「無期転換逃れ」

を放置する安倍内閣の姿  
勢が厳しく問われていま  
す。

2008年のリ

マンショックから

雇用の安定に向

けた闘いの成果

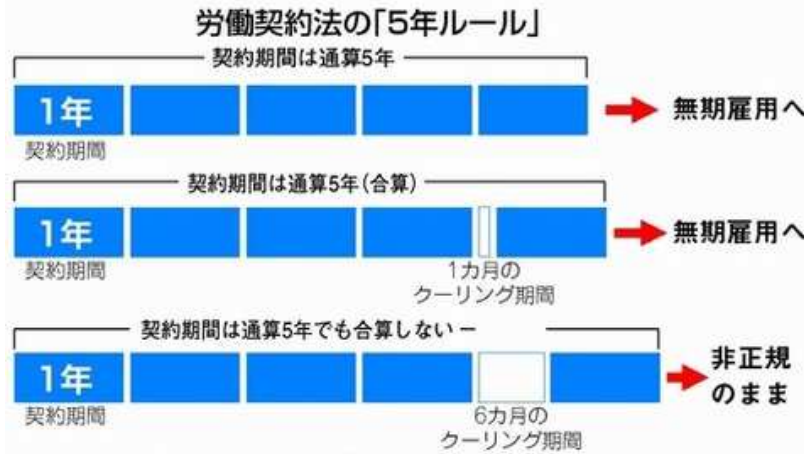
「無期転換ルール」は20  
08年のリーマン・ショッ  
クを受けて、2013年施  
行の改正労働契約法で「雇  
用の安定」を目的に導入さ  
れました。

同じ企業で通算5年以

# 抜け穴利用 を許すな

上働くと、本人が求めれば無期雇用に転換できます。有期雇用のうち400万人以上が無期転換できる可能性があると考えられます。

しかし、無期転換を進める企業がある一方で、雇止めなどをして無期転換を逃れようとする動きが各地で目立っています。東北大学は3月末、非常勤職員を一律5年で雇い止めし、「限定正職員」試験合格者を除く400人以上の雇用を奪いました。労働法にも学問研究の発展という大学の使命にも逆行する行為です。



出典：厚生労働省資料から小池晃事務所作成

トヨタなど自動車メーカー7社は、契約終了から6カ月たてば再雇用しても無期転換が適用されないという法律の「抜け穴」(クーリング期間)をみ記事参照の事)を利用して、同じ人を有期雇用で長期間使える仕組みを導入しています。

## ■クーリング期間とは

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その契約がない空白の期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリング期間といいます。有期労働契約とその次の有期労働契約との間に、契約がない期間があっても、その期間が6か月未満のときは、クーリングされず、前後の有期労働契約の期間は通算されます。

## ■契約期間が1年未満の場合

また、カウントの対象となる契約期間が1年未満の場合には、下表の契約期間と契約がない期間の区分に応じてクーリングが判断されます。

契約のない空白期間の前にある通算契約期間の長さを左欄の「カウントの対象となる有期労働契約の契約期間」で判断し、契約がない期間期間の長さが右欄の「契約がない期間」以上であるとクーリングされます。

カウントの対象となる有期労働契約の契約期間	契約がない期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～	6か月以上



**国家機関には7万人余の非常勤職員が働いています。官民共同の力で無期雇用の大きな流れを作り、雇用と賃金の安定を実現しよう！**  
**(写真は東京国公・官民共同行動 3.27 (2018年) 第二次総行動)**

リーマン・ショック時の「非正規切り」に反省なく、不安定雇用を続けようとしています。

全労連が3月に行った労働相談でも「13年から

コールセンターで契約社員として働いているが、3月31日で満了となり更新しないといわれた」(北海道)などの訴えが相次ぎました。しか

し、厚労省は実態調査もせず、抜本的な是正にも乗り出していません。

**広がる雇止め撤回運動**

これに対し、労働者・労働組合がたたかい、国会における日本共産党を始めとした野党の迫及によって雇止めを撤回、無期転換を実現させるケースも数多く生まれています。

東京大学や早稲田大学では労組が5年上限の雇止めを撤回させ、理化学研究所でも労組が非常勤職員345人の3月末の雇止めを撤回させ、無期転換への道を切り開きました。

北海道労連が各地で開く「市民講座」で権利を知った労働者が、組合に入っ

政府系法人の日本貿易振興機構や海洋研究開発機構による雇止めでは、世論と国会での迫及の中撤回・無期転換への道が実現しました。

重点課題となっています。

**人事院の運用規則に年数制限はない**

**無期転換の流れを公務員でも**

不安定な雇用は国家公務員の職場でも広がっています。非常勤職員(≡非正規労働者)は全国で7万人を超えます。その多くが恒常的な一般事務に従事しています。

多くの省庁で、期限付きの採用で、3年、あるいは5年で雇止めされるのが現状です。非常勤職員の雇用の安定≡無期雇用転換は切実な要求となっており、国公全体でも闘いの最

人事院の運用規則では、非常勤職員の継続雇用期間に年数制限はありません。3回目の契約からは公募によることとしているだけです。従って、各単組が当局としっかり話し合っ

て、雇用の安定を図り、無期雇用の道を切り開く運動が求められます。

この間、東京国公でも、官民共同行動実行委員会でも内閣人事局要請や人事院への要請を行ってき

ました。

非常勤職員の労働条件の抜本的改善にむけて、各単組、県国公大いに奮闘しましょう！